



川内村

④福島県川内村小田代・牛瀨地区

話し合いの場を設置し農地の効率的な利用を調整

「取組のポイント」

- 村と農地バンクの現地コーディネーターが地域の話し合いの場（協議会）を設置
- 現地コーディネーターが調整役となり、地域の話し合いを推進

地区の概要

小田代・牛瀨地区は、東日本大震災に伴う原発事故により避難を余儀なくされた地区。その後の帰還率の低さや農業従事者の高齢化により、営農再開が低迷していたため、農地バンクの現地コーディネーターが村と協力しながら地域の話し合いの場を設置し、地区外の法人とのマッチングを支援。

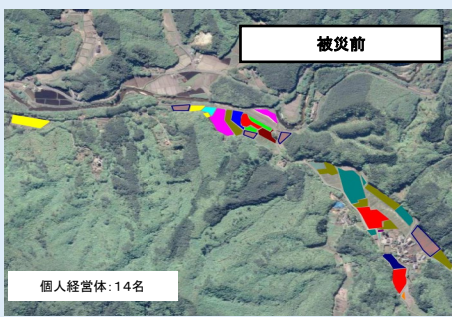
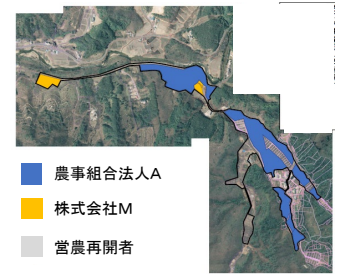
取組の内容

- ① 当該地区は、**2016年6月に避難指示解除準備区域が解除**され、住民の帰還や営農再開に向けて準備を進めてきたが、帰還率の低さや農業従事者の**高齢化**により**営農再開が低迷**していた。
- ② 村の元臨時職員だった農地バンクの**現地コーディネーター**が、地元出身者だったこともあり、営農再開に向けた**アンケート調査を実施**し、農業者の年齢構成や今後の営農意向を把握した結果、**約8割が営農再開の意向を示さなかった**。
- ③ このため、**現地コーディネーター**は、村内で活動をする中、**地区外の2法人**が当該地区での**営農に関心**を示していたことから、当該地区への**参入に向けて協議を進め了承が得られた**。
- ④ その際、**現地コーディネーター**は、営農再開の意向を示す**農業者と2法人の意向を踏まえ、将来の農地利用図を作成し、地区外の法人の受け入れと将来の農地利用図の合意を形成**。
- ⑤ **将来の農地利用図の実現に向け**、地区外の2法人に**地区内農地の約8割(9.3ha)をまとめて借り受け、一段の形で貸し付けし**、当該地区の**全農地の効率的な利用が実現**。

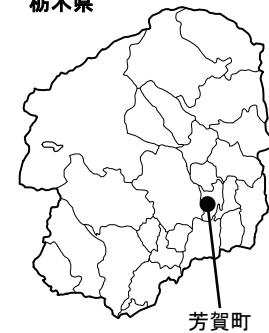
取組の成果

- 耕作者数(うち担い手)
14人(0人) → 5人(2人)

将来の農地利用図



農地バンク 活用面積	借入面積	9.3ha
	転貸面積	9.3ha
	新規集積面積	9.3ha
地区内農地面積	12.4ha	
集積面積・集積率	0.0ha(0.0%)	9.3ha(75.0%)
平均経営面積	0.0ha/経営体	4.7ha/経営体
平均団地面積	0.0ha/団地	2.3ha/団地



機構関連農地整備事業を活用した樹園地の団地化

「取組のポイント」

- 農地バンクと農業者・町等が連携して団地化に向けた地域合意を形成
- 農家負担ゼロの基盤整備により地区内の農地を畑地化

地区の概要

稲毛田地区は、梨栽培による農地利用を中心とする地域であるが、樹園地と樹園地以外の農地が混在しているため、農作業の効率化が課題。町と農地バンクは、梨産地の衰退を懸念する生産者等から樹園地の団地化について相談を受け、農地バンク事業を活用した農家負担ゼロの基盤整備事業の実施を提案し、担い手への農地の利用集積・集約化の合意を形成。

取組の内容

- ① 町と農地バンクは、梨産地の衰退を懸念する生産者から、**点在する樹園地を団地化したい**との相談を受け、地区内の生産者とJA等の関係者と協議を開始。
- ② 樹園地の団地化を進めるためには、**地区全体の農地を畑地化**する必要があることから、農地バンクの現地コーディネーターは、農地バンク事業を活用した**農家負担ゼロの基盤整備を提案**し、関係者の合意を形成。
- ③ 農地バンクは、土地改良区や推進委員等と連携し、生産者の今後の経営意向を基に、基盤整備後の農地利用を検討し、**分散していた既存の樹園地(1.4ha)と新たな樹園地の造成(6.8ha)を合わせた8.2haの団地化計画**を作成。
- ④ 基盤整備後の樹園地は、平坦で効率の良い作業が行えるよう、**果樹経営支援対策事業等**を活用し、直線的な作業動線となるよう苗木を新植するほか、**果樹棚や薬剤散布機、草刈り機の導入**を行い、**単収の増加と作業の省力化を図る**計画。

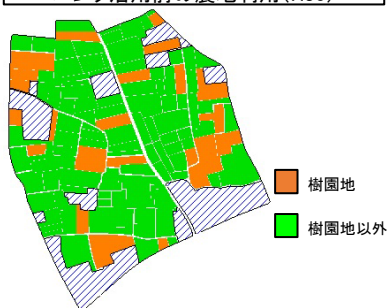
取組の成果

- 地区内の農地面積
10a区画
→ 50a区画
- 耕作者数(うち担い手)
45人(11人) → 20人(15人)

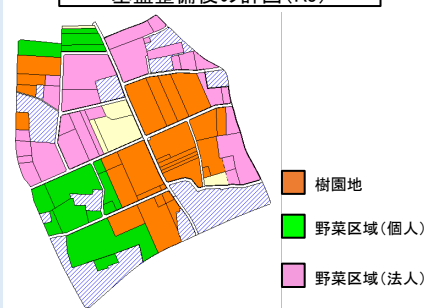


【苗木の植え付け】

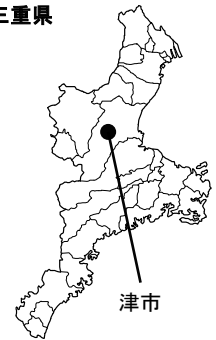
バンク活用前の農地利用(H30)



基盤整備後の計画(R5)



農地バンク 活用面積	借入面積	22.0 ha
	転貸面積	22.0 ha
	新規集積面積	13.0 ha
地区内農地面積	27.3 ha	
集積面積・集積率	8.8ha(32.2%)	22.0 ha(80.6%)
平均経営面積	0.8 ha/経営体	1.5 ha/経営体
平均団地面積	0.6 ha/団地	1.3 ha/団地



津市

⑥三重県津市新家地区

農地バンクが地域の話し合いに参加し担い手確保と農地利用を調整

「取組のポイント」

- 農地バンクのコーディネーターが関係機関と連携し農地バンクの活用を推進
- 地域集積協力金を基盤整備事業や法人設立の経費に活用

地区の概要

新家地区は、農業従事者の高齢化や後継者の不在により、新たな担い手の確保が課題となっていたことから、地域の話し合いにより、生産組合を3組織設立し、共同作業による営農体制を構築。その後、人・農地プランの「実質化」を進める中で、今後は地区内の担い手に農地を集積していくべきとの方向が示されたことから、農地バンクが地域の話し合いに参加し、地区内農地の約5割を借り受け、中心経営体に集積。

取組の成果

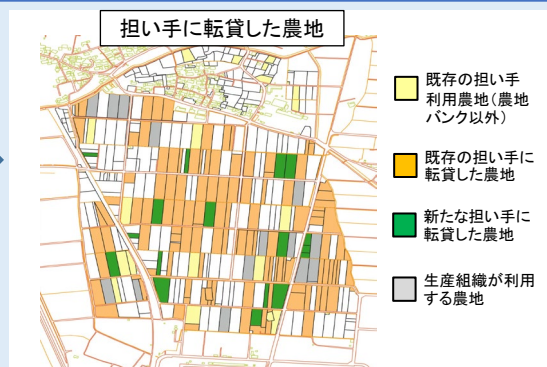
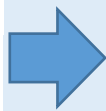
- 経営体数(うち担い手)
12経営体(9経営体)
→ 19経営体(10名)
※従前の担い手1名離農



話し合いの様子

取組の内容

- ① 農地バンクは、地区代表者から受け手の確保と担い手への農地集積の相談を受け、農地バンクの活用と併せて、新たな受け手候補者5名を紹介。
- ② 農地バンクの現地コーディネーターが、市や土地改良区等の関係機関と連携し、担い手と出し手の双方の意見を踏まえ、農地バンクを利用した場合の統一賃料を設定。
- ③ また、話し合いを行う中で、基盤整備事業の実施や生産組合の法人化の意向があり、農地バンクを活用することにより交付される地域集積協力金を基盤整備の農家負担、法人設立等に係る経費に充当することが可能であることを説明し、結果、地区内農地の約4割(28.4ha)を新たな受け手を含む16名に転貸。
- ④ 基盤整備と併せて、担い手10経営体への利用集積面積のシェアは約7割となり、持続的な農地利用が可能。



農地バンク活用面積	借入面積	28.4ha
	転貸面積	28.4ha
	新規集積面積	2.8ha
地区内農地面積	65.6ha	
集積面積・集積率	35.4ha(54.0%)	45.8ha(69.8%)
平均経営面積	3.9ha/経営体	4.6ha/経営体



⑦兵庫県上郡町旧赤松小学校区 (赤松、細野、楠、河野原地区)

いきいき農地バンク方式による効率的な営農の推進

「取組のポイント」

○ 「いきいき農地バンク方式」による農地利用のゾーニングで、効率的な営農を推進。

地区の概要

旧赤松小学校区は、担い手の高齢化や後継者不足、不在地主の増加等により、地域の農地が有効に利用されなくなっていることを懸念し、農地バンク、県、町に相談。相談を受けた農地バンク等は、農地バンクが、地域の全農地を借り入れ、分散した農地利用の解消を図る「いきいき農地バンク方式」に取り組むことで、地域の農地が適切に利用され、安心して農地を継承できる取組を提案。

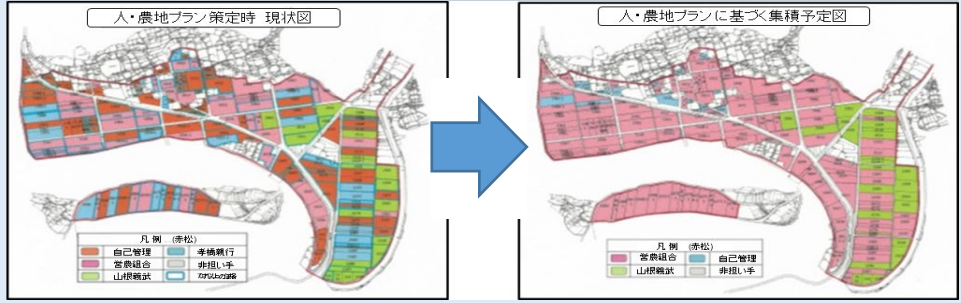
取組の内容

- ① **農地バンク**は、農業従事者の高齢化等による将来の農地利用に不安を抱える当該地区において、農地バンクが進めている集落合意の下、**地域内の全ての農地を借り受け**、地域の担い手の状況やゾーニング意向に基づき、**自己戻しも含めて貸し付け**を行う「いきいき農地バンク方式」を地域の話し合いで提案。
- ② 農地バンクの**現地コーディネーター**は、関係機関と連携し、**受け手が現に耕作している規模が大きい農地を中心に集約化を進める地図を作成**し、農地バンクが**集約化に配慮した形で受け手に貸し付ける**同方式の活用を合意形成。
- ③ **現地コーディネーター**は、地図の実現に向け、関係機関と連携し、地区ごとに貸付手続きの場を設けるとともに、参加できなかった所有者等へは**個別に農地中間管理権の取得を働きかけ**、地域の**9割の農地を転貸**(47.1ha)し、**担い手の平均団地面積が4.3倍**(1.2ha/団地→5.2ha/団地)と**効率的な農地利用と農地の有効利用を実現**。

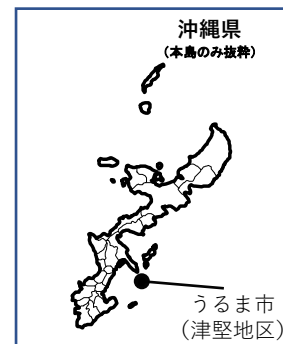
取組の成果

- 担い手の平均団地数
6団地→9団地
- 経営体数
101経営体→21経営体
- 2階建て法人を設立
低調な地域の共同活動(水路・農道等の管理)
→ 離農者や非農家も参加し、共同活動が活性化

《赤松地区》



農地バンク活用面積	借入面積	47.1ha
	転貸面積	47.1ha
	新規集積面積	42.4ha
地区内農地面積	52.0ha	
集積面積・集積率	7.3ha(14.0%)	47.1ha(90.6%)
平均経営面積	3.7ha/経営体	15.7ha/経営体
平均団地面積	1.2ha/団地	5.2ha/団地



現地コーディネーター等の活動による相続未登記農地の活用

「取組のポイント」

- ✓ 現地コーディネーター等による相続関係者への農地中間管理権の取得の協議申入れ
- ✓ 企業参入に向けた所有者等との話し合い

地区の概要

津堅地区は、不在村地主が多い地域であり、約6割が相続未登記である。また、島外への人口流出と農業従事者の高齢化により、荒廃農地の増加が危惧されている。そこで平成29年度から農地バンクを活用した農地集積に取り組み、令和3年度までに地区内の農地の約35%にあたる28.6haを担い手に集積。

取組の成果

- 所有者不明農地(相続未登記)の2割(9.3ha)に農地中間管理権
- 農地耕作条件改善事業による荒廃農地の再生(8.6ha)



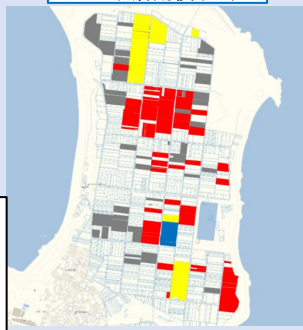
取組の内容

- ① 津堅地区で野菜栽培を希望する県外の企業Fは、農地バンクに借り受けを応募。
- ② 農地バンクは、農業委員会等と連携し、企業の農業参入を積極的に進める観点から、農業委員会が相続関係を整理し、現地コーディネーターが、農地バンク事業を活用した荒廃農地の再生(農地耕作条件改善事業を活用)と当該企業Fへの農地の貸付に対する地元説明をそれぞれ役割分担の下に実施。
- ③ 現地コーディネーターの相続未登記農地等の活用に向けた取り組みが、所有者等へ浸透し、荒廃農地の再生により新たな企業Gの参入や地元農業者による法人設立(特産品の「ニンジン」生産)等に繋がり、相続未登記農地の2割(9.3ha)に農地中間管理権を取得し、県外企業F等に転貸。
- ④ 農地バンクを活用した荒廃農地の再生、相続未登記農地の活用により、地域産業が活性化。

バンク活用前(H28)



バンク活用後(R3)



- : 法人経営体A~E(担い手)
- : 参入企業F(担い手)
- : 法人経営体H
- : 参入企業G

農地バンク活用面積	借入面積	16.3ha
	転貸面積	16.3ha
	新規集積面積	16.3ha
地区内農地面積	82.9ha	
集積面積・集積率	13.2ha(15.9%)	28.6ha(34.5%)
平均経営面積	2.6ha/経営体	4.8ha/経営体
平均団地数	5.8ha/団地	6.5ha/団地